

3/22 小学校 卒業式



今月の主な内容



- むらのわだい……………P2～6
- おしらせ……………P7～14
- 健康ガイド……………P14
- くらしの情報……………P16～P18
- 紹介します等……………P19～P21

令和6年4月号より
広報がフルカラーになりました！



卒業 卒園 特集



卒業・卒園



3/13 高山中学校 卒業式



3/21 たかやま



おめでとうございます

3/22 高山小学校 卒業式



こども園 卒園式



群馬県名誉農業経営士の 称号が授与されました

群馬県農業経営士としてご活躍された阿部秀章さんが定年を迎えられ、「群馬県名誉農業経営士」として名誉称号が授与されました。

群馬県農業経営士は、農業経営の経験がおおむね10年以上で、より高度な知識と技術を有し自ら近代的な農業経営を実践している認定農業者として、県が認定するものです。

阿部さんは、平成21年度に認定されてから14年間、酪農家として農場を経営しながら、農業の担い手となる人材の育成確保や環境づくりに協力していただく地域の実践的リーダーとしてご活躍いただきました。

これまでのご尽力に感謝を申し上げ、引き続き本村酪農家としてのご活躍を祈念いたします。



▲阿部秀章さん

2/20 善意に感謝 いたします

吾妻東部地区赤十字有功会様
より寄付を頂きました

「吾妻東部地区赤十字有功会」は、赤十字の国際性と人道的使命に共鳴された有志の方々により組織され、赤十字社の支援団体として活動されています。

平成22年度より吾妻東部の3町村に対し、子どもたちへの図書購入費として寄付を頂いています。

今年も本村への寄付に感謝申し上げます。今年も本村への寄付に感謝申し上げます。



▲左から荒木会長、後藤村長、山口教育長

2/23 「高山村オーガニックビレッジ宣言」を行いました

令和6年2月23日(金・祝)、たかやま未来センターさとのわにおいて「高山村オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

「オーガニックビレッジ」は、国のみどりの食料システム戦略に基づき、有機農業を推進するモデル地区のことを指し、群馬県内では2番目の宣言となります。高山村は「豊かな里山を次代へつなぐ」ことを目的として、減農薬・減化学肥料の農業や有機農業を推進し、環境にやさしい持続可能な農業の村を目指します。

当日は約90名の方にご来場いただき、宣言式のほか、シャンソン歌手MIKAKO様によるリサイタルや有機食材を使用したキッチンカー、村長そばなどを楽しんでいただきました。





去る3月3日(日)A.L.S.O Kぐんま武道館大道場において標記大会が開催されました。高山村にとって小学6年生の県大会優勝は、初めての快挙となり、兄妹による県大会アベック優勝という偉業を達成しました。

入賞出来なかった選手達も吾妻郡内の練習会、他市町村への出稽古に積極的に参加し練習を積み重ねております。

この練習成果を礎として結実して頂くことに期待しております。

●小学2年男子 準優勝	●小学2年女子 優勝	●小学6年男子 優勝
中量級 阿部 瑛太	重量級 小倉 碧紗	中量級 吉田 秋也
	軽量級 小倉 義仁	

3/3 第35回群馬県スポーツ少年団小学生柔道交流大会が開催される



▲受賞した都筑団長



▲消防庁長官及び受賞団体等

3月4日(月)東京都ニッショーホールにて、高山村消防団が消防庁長官より『消防団等地域活動表彰』を受賞しました。

平時の活動により地域防災力の向上に寄与し、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団に与えられるものであり、全国53団体が受賞しました。

都筑団長指揮監督のもと、団員皆様が、様々な課題に真摯に向き合い改善と向上に向け取り組んだ結果となります。日々の消防団活動に深く敬意と感謝をいたします。

3/4 高山村消防団が消防庁長官表彰を受賞

- 受賞対象となつた功績
- 予消防防活動
 - 団員募集事業
 - 団員の処遇改善
 - 高山村消防団再編計画
 - 女性入団に向けた取組



高山村保育所

2/16
生活発表会

発表会を令和6年2月16日(金)に行いました。

0歳から2歳の子どもたちが普段の遊びの中で楽しみながら覚えてきた歌や合奏、ダンスなどを元氣いっぱい披露しました。また、保護者の方とふれ合い遊びも楽しみ、笑顔がたくさん見られました。



▲ダンス(2歳児)



▲歌(0歳児)



▲親子 ふれ合い遊び

2/22
保育参観

2月22日(木)に保育参観を行いました。今年は「親子で実験! 静電気であそぼう」と題して、静電気で浮き上がった、動き回ったりするおもちゃを作って楽しみました。各教室を回って、だんだんに完成していくという流れで行いました。「どの部屋に行ったらいい。」「どう作るの。」など親子で協力しておもちゃ作りをする楽しさを味わうことができました。

3/1
ひなまつり集会

3月1日(金)にひなまつり集会をしました。ひなまつりのお話の後に自分が作ったひな人形やひな飾りの紹介をしました。子どもたちの健やかな成長を願って、3色の小粒大福をおいしくいただきました。



たかやまこども園

高山小学校へご寄付をいただきました!!

昭和36年度に高山村立西小学校を卒業された同級生を代表して、戸室の若月 出 様から、ご寄付をお預かりいたしました。

このお金は、これまで幾度となく同窓会を開催してきたなかで貯まったものですが、今回、高山小学校の子ども達のために使っていただきたいと、ご寄付をしてくださったものです。

お預かりしたお金は、児童のために有意義に使わせていただきます。

若月様をはじめ、同級生の皆様、たくさんのお気遣い、誠にありがとうございました。

寄付額

20,000円



住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。
なお、各証明書の申請には、押印は不要となりました。

証明書の種類	窓口に来る人	委任状	本人確認書類
住民票	本人	不要	要
	同一世帯員 ^(※1)		
	別世帯の代理人	要	
戸籍の謄本等	本人	不要	
	配偶者・直系血族 ^(※2)		
	配偶者・直系血族以外の代理人	要	
印鑑登録証明書	本人又は本人以外の代理人(印鑑登録証(緑の手帳)が必要です)	不要	

※1 同一世帯員…世帯分離をしている方は対象となりません。

※2 直系血族……本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。
戸籍に係る書類でも、本人でないと交付できないものがあります。(例：身分証明書)

●本人確認書類

請求者等	本人確認書類	
1点で足りるもの (国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真入り身分証明書)	運転免許証 パスポート 個人番号カード(マイナンバーカード) 外国人登録証明書 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書	
2点必要となるもの	①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点 ②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点	
	① 写真のない書類	・国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証 ・共済年金若しくは恩給の証書 ・国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真無し) ・戸籍(住民票) 交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書
	② 写真入り書類	・学生証 ・法人が発行した身分証明書 ・国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書

●「委任状」提出の注意点

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。「委任状」は高山村役場住民課窓口にあります。

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課(☎0279-63-2111：内線67)にお問い合わせください。

住民課の窓口業務について

住民課窓口では、以下の時間帯は当番制で対応しております。
ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

【時間帯／開庁日】

12:00～13:00

【体制】

職員 1名(当番制)

【対応できる業務】

- 住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の各種証明書発行
- 戸籍の届出(死亡届、出生届、婚姻届等)
- 上毛高原駅、渋川駅の駐車場予約

※上記以外の業務については、事前にご相談をいただいた方のみ対応いたします。



《このページのお問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線67)

行政相談開催日について

行政委員は都筑誠哉さんです。

行政相談では、

- 苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない。
- 国などの行政機関に苦情や意見・要望を言いたい。
- 手続きやサービスの制度や仕組みが分からない。…などの相談に行政相談委員が応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

●令和6年度 行政相談開催日

開催日	開催時間		開設場所
月日(曜日)	開始	終了	
4月11日(木)	午前 9時	午後 12時	役場 2階会議室
6月13日(木)			
8月8日(木)			
12月12日(木)			
2月13日(木)			

※10月は、行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員による合同相談会を開催する予定です。開催日程が決まりましたら改めてお知らせいたします。

《お問い合わせ先》

高山村役場 総務課 ☎0279-26-7942(直通)

防災行政無線の機能について

●メール配信サービス

防災行政無線において放送している行政情報、避難情報などがメール配信されます。以下のアドレスに空メールを送信していただくと、返信メールが受信されますので、内容を確認していただきご登録ください。なお、iPhoneからメールを送信される方は件名を「高山村」としてください。(登録は無料。パケット通信費はご本人の負担となります。)

申込みメールアドレス

bousai.gunma-takayama-vill@
raiden2.ktaiwork.jp



●自動電話案内サービス

防災行政無線の放送を聞きのがした際、もう一度聞きたい時などは、以下の番号に掛けていただくと放送内容を確認できます。(通話料はご本人の負担となります。)

自動電話案内サービス電話番号

☎0279-63-2170

☎0279-63-2180

※どちらの番号からでもご利用可能です。



《お問い合わせ先》

高山村役場 総務課 ☎0279-63-2111(内線11)

国保・後期

マイナ保険証を利用すれば、
限度額適用認定証の提示が
不要になります

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、限度額適用認定証(非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を提示すると、同じ医療機関で同じ月の支払額を、高額療養費の自己負担限度額までにすることができます。

オンライン資格確認システムを導入している医療機関では、マイナ保険証(保険証利用登録を行ったマイナンバーカード)を利用すれば、限度額適用認定証の提示が不要になります。

限度額適用認定証の役場への事前申請が不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

《お問い合わせ先》

高山村役場 住民課

☎0279-63-2111(内線61・66)

国民健康保険の切替手続きはお済みですか？

国民健康保険から社会保険等へ加入する場合(資格喪失)、または社会保険等から国民健康保険へ加入する場合(資格取得)は、**切替手続きが必要**です。

手続きの際には、下記のものをお持ちのうえ、高山村役場住民課までお願いします。

《国民健康保険から社会保険等へ加入する場合(資格喪失)》

- ・新しく加入した社会保険等の健康保険証
- ・国民健康保険被保険者証(返却)

※届け出が遅れると、社会保険等へ加入していても国民健康保険税が請求されてしまいます。また、国保の保険証で受診してしまった場合は、国保分の医療費を返還していただきます。

※後期高齢者医療制度へ移行する場合には、手続きは必要ありません。

《社会保険等から国民健康保険へ加入する場合(資格取得)》

- ・社会保険等離脱証明書

※届け出が遅れると、国民健康保険税を加入の月までさかのぼって請求します(最大3年間さかのぼります)

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)

人間ドック受診費補助制度について

本村では人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険等、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますので、内容を確認のうえご利用ください。

< 補 助 制 度 の 概 要 >

●社会保険加入者

- ・対 象 者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 10,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 保健みらい課窓口(保健福祉センター)に領収書・口座情報がわかるものを持参してください。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 人間ドックを受診した方は、村が実施しているがん検診を受けられません。
申請の際に、人間ドック健診結果を提出していただく場合があります。
- ・お問い合わせ先 保健みらい課(保健福祉センター内) ☎0279-63-1311

●国民健康保険加入者

- ・対 象 者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、または加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 30,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 住民課窓口(保健福祉センター)に領収書・口座情報がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- ・お問い合わせ先 住民課 ☎0279-63-2111(内線61)

●後期高齢者医療加入者

- ・対 象 者 群馬県後期高齢者医療被保険者で、本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 30,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 住民課窓口(保健福祉センター)に領収書・口座情報がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。なお、**4月～12月受診の方は翌年1月末日までに申請をお願いします。**
翌年1月～3月受診の方は、同1月末日までに事前申請をお願いします。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- ・お問い合わせ先 住民課 ☎0279-63-2111(内線66)

令和6年4月より介護保険料が変更になります

日頃より、村民の皆様には介護保険事業につきましてご理解とご協力いただきありがとうございます。このたび、3年に1度の介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料額が変更となります。

介護保険制度は老後の安心を社会全体で支える仕組みとなっております。現在日本では高齢化が急速に進んでおり、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることとなります。

高山村においても高齢化が進んでおり、寝たきりや認知症など介護を必要とする方が増加しています。そのような理由を踏まえ、今後の介護保険事業について分析やニーズの把握等を行い、必要な介護保険料を算出した結果となっています。今回変更した保険料につきましては令和6年度から令和8年度までの額となっております。

今後とも介護保険事業につきましてご理解とご協力よろしくをお願いいたします。

※基準額(月額)6,000円

所得段階区分		対象者		保険料率	年額 (R6～R8)
	世帯	本人			
第1段階			生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税	基準額×0.285	20,500
第2段階	非課税世帯	本人非課税	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.485	34,900
第3段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が120万円超	基準額×0.685	49,300
第4段階			合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.9	64,800
第5段階	課税世帯	本人課税	合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円超	基準額×1.0	72,000
第6段階			合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	86,400
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	93,600
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	108,000
第9段階			合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	122,400
第10段階			合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	136,800
第11段階			合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	151,200
第12段階			合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	165,600
第13段階			合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	172,800

●第1号保険料額について

第1号保険料は、所得に応じて13段階に設定される仕組みになっていますので、被保険者毎に保険料額が異なります。

第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置後の額です。

基準額に対する割合で年間保険料額を算出するにあたり、100円未満の端数は切り捨てています。

●保険料の納付方法

①第1号保険料の納付については、特別徴収(年金から天引き)か普通徴収(口座振替・窓口納付)の方法に分けられます。

②毎年4月1日時点で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。

●現在、住民税、介護保険料等の納付を窓口納付されている方につきましては、便利な口座振替をおすすめいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 福祉係 ☎0279-63-2111(内線62)

高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。保健みらい課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

◎児童手当

①支給対象者

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

②支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。
※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

③支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●認定請求 お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。申請はお早めをお願いします。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※認定請求に必要な添付書類
・手当振込先の通帳(請求者名義)

●現況届

毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものですが、現況届の提出は原則不要となります。ただし、提出が必要な方は個別に通知します。

※児童手当は令和6年10月から制度改正が予定されています。詳細が決まり次第、お知らせいたします。

◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

①支給対象者

- (1) 出産した者又はその配偶者で、その出産児を養育する者
- (2) 出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者(本村において生活実態のない者を除く。)
- (3) (2)要件を満たす配偶者、子(ら)と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者

②出産祝金の額

(1) 第1子 200,000円 (2) 第2子 300,000円 (3) 第3子以降は500,000円

◎乳児おむつ等購入費助成事業

乳児を扶養し、養育する保護者の経済的負担の軽減と福祉の向上及び少子化対策に寄与するため、乳児が必要とするおむつ等の購入費を助成します。

①支給対象者

高山村内に居住する満1歳に満たない者(乳児)を扶養し、高山村内に住所を有する保護者

②助成金の限度額

乳児1人につき月額3,000円(申請の際、領収証を持参してください。)



※上記、2事業は令和7年度から新たな給付金支給事業に移行予定です。詳細は、広報5月号に掲載予定です。

◎出産・子育て応援給付金事業

妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整えることを目的として、国の「出産・子育て応援交付金事業」を活用し、出産・子育て応援給付金を支給します。

①支給対象者

- (1) 妊娠の届出をした妊婦
- (2) 出産した産婦またはその配偶者で、出生児を養育する者

※上記はいずれも令和4年4月以降に妊娠、出産をされた方が対象となります。

対象となる方には、個別でお知らせします。

②支給額

- (1) 出産応援給付金：5万円(支給対象者の妊娠1回につき支給)
- (2) 子育て応援給付金：5万円(支給対象者の出生児1人につき支給)

◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への

適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・虐待かと思われる事 ・育児での悩み事 ・その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

◎母子センター(保健福祉センター内 2階)

妊娠期から子育て期にわたるまで、お子さんが健やかに成長し、また保護者が安心して子育てが行えるように、相談や教室、訪問等を実施しています。

出産の準備や心配ごと、母乳やミルクは足りているか、離乳食の進め方、子どもの成長や発達に順調か、

子育てが辛いなど、聞きたいことや心配な事がありましたら保健師や栄養士にご相談ください。

また、ことばや発達に心配なときは、児童相談所の心理士による相談を受けることができます。

◎各種保健事業

保健センターでは、妊娠中から産後のお母さんの体調を確認する妊産婦健康診査、お子さんの発育や発達を確認する乳幼児健康診査、感染症からお子さんを守るための定期予防接種等を実施しています。

任意予防接種については、インフルエンザ(高校

3年生相当の年齢までの方が対象)等の接種費用の補助を行っています。

また、不妊治療を受けた方の治療費の一部を助成しています。

◎子育て支援センター(保健福祉センター内 1階)

主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深めることなどができます。また、妊婦の方もご利用可能です。

費用は無料で子育ての悩みや不安などを相談する

こともできますのでご利用ください。

開設日は、祝日を除く毎週火曜日と木曜日の午前9時から正午までです。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

●高山村役場 保健みらい課(保健福祉センター) ☎0279-63-1311
●北部児童相談所 ☎0279-20-1010

高校生の保護者の皆様へ

～高校生等就学費補助金について～

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請してください。

●対象者

高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者

●期間

高等学校等を卒業するまでの間(3年間を限度とします)

●金額 月額 5,000円

●申請手続

補助金交付申請書に必要事項を記入して、高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)を添付のうえ教育委員会に申請してください。

※対象となる方には申請書を郵送します。

※毎年申請が必要です。

●申請期限 4月30日(火)まで



《お問い合わせ先》 高山村教育委員会事務局 ☎0279-63-3046

高山村農業振興事業補助金について

高山村では、農業の振興を図るための事業を行う農業者及び農業者団体等に対し、事業に要する経費に対して下記のとおり補助金を交付します。

●対象者

次のいずれにも該当する個人または農業者団体

1. 村内に住所を有すること

2. 農業者団体は、代表者、組織及び運営に関する規約等が定められていること
3. 村税及び使用料等の未納がないこと

●補助対象事業と必要書類

補助事業名	事業内容	補助率又は補助額	必要書類
農業用機械等の購入資金補助事業	購入費が10万円以上の農業用機械等の購入に対する補助	購入費の5分の1以内(上限30万円)。ただし、認定農業者及び認定新規就農者は、購入費の10分の3以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書
生産資材(パイプハウス)の購入資金補助事業	生産資材(パイプハウス)の購入に対する補助	購入費の2分の1以内(上限10万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・事業開始前の写真
新規作物等の導入資金補助事業	新規作物及び新品種の導入資金に対する補助。ただし、導入から3年間に限る。	導入費の2分の1以内	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・作物等の詳細がわかる資料
農産物の加工・販売等の補助事業	農産物の加工品開発及び販売等に対する補助。ただし、事業開始から3年間に限る。	事業費の2分の1以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・事業開始前の写真(施設設備の場合)
農業者団体の運営資金補助事業	農業者団体の活動運営資金に対する補助	前年度事業費等の2分の1以内(上限12万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・前年度決算書等の写し ・団体規約等の写し
農業者団体の先進地視察等の補助事業	農業者団体の先進地視察等に係る経費に対する補助。ただし、年度内1回に限る。	先進地視察等に係る経費の2分の1以内	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書 ・視察等の詳細がわかる資料 ・団体規約等の写し
認定新規就農者の経営開始資金補助事業	認定新規就農者の経営開始に対する補助。ただし、経営開始から3年間に限る。	30万円	・農業振興事業補助金交付申請書 ・青年等就農計画認定書の写し
その他村長が認めたもの	農業の振興を促進するための事業であり、村長が認めた事業に要する経費に対する補助	事業に要する経費の5分の1以内(上限30万円)。ただし、認定農業者及び認定新規就農者は、経費の10分の3以内(上限50万円)	・農業振興事業補助金交付申請書 ・見積書等 ・その他村長が必要と認めた資料等

※農業振興事業補助金交付申請書は役場農林課にあります。 ※記載のもの以外にも提出書類が必要な場合があります。

●その他

- ・申請は年3回(4月、7月、10月)受け付けます。申請から決定までは1カ月ほど時間を要します。
- ・申請された事業は「高山村農業振興事業審査委員会」で審査を行い、決定されたものに限り補助金の交付対象となります。

- ・決定通知前に着手した事業については無効となります。
- ・他の制度(県補助等)を受けている場合は対象外となります。
- ・その他、ご不明な点等は下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)



高山村社会福祉協議会では、「喫茶すまいる」を開催いたします。たまには、ひと息入れながら仲間とおしゃべりをしたり、悩みごとを共有したり、ボランティアをしたい方やボランティアを必要とする方、誰でも気軽に交流できる、心地よい居場所を心掛けています。皆さまのお越しを美味しいコーヒーと一緒にお待ちしております。

- 開催日 令和6年4月19日(金) 午後1:30~3:00
5月17日(金) 〃
6月21日(金) 〃

- 場 所 交流施設 なごみ ●参加費 無料
福祉バスをご利用する場合は、予約連絡をお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075

この事業につきましては、共同募金の配分金が充てられる予定です。

「こころの健康相談」のご案内

眠れない、ゆううつ、お酒を飲むと人が変わる、物忘れ、ひきこもりなど、こころの悩みがあり相談したい方を対象に、精神科医師による相談を実施いたします。

●日時 4月25日(木)午後2時から(予約制)

●場所 いぶき会館 3階 会議室

※相談は、**予約制**です。相談を希望される際は、4月22日までに保健福祉センター(☎0279-63-1311)までお申し込みください。

高山村地域づくり支援事業について

地域の活性化や潤いのある住み良い村づくり実現のため、行政区・各種団体が実施する地域づくり事業の経費の一部を助成します。

●補助金の対象

環境整備活動 花いっぱい活動、環境美化活動、地域文化の継承に関する整備活動等
地域活性化活動 世代交流事業、イベント等の開催等

花いっぱい活動事業は、花壇管理料及び花苗・花壇整備資材を含め上限20万円、花いっぱい活動以外の事業は上限10万円とします。

《お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

生き生き元気の集い

～楽しく体を動かして、
みんなで元気に過ごしましょう～

●開催日時 1回目 令和6年4月9日(火)
2回目 4月24日(水)

いずれも午後2時から
(午後3時30分ごろ終了予定)

●場 所 高山村保健福祉センター

●対 象 おおむね65歳以上の方

●内 容 体力測定・ストレッチ・体操・
足腰の痛みの相談 など

●持 ち 物 上履き、水分補給のための飲み物、
タオル(浴用サイズのもの)

なごみ茶屋

～おしゃべりやゲームなど、
みんなで楽しく過ごしましょう～

●開催日時 令和6年4月16日(火)

午前10時から
(午前11時30分ごろ終了予定)

●場 所 交流施設 なごみ

●対 象 どなたでもご参加できます

●内 容 工作・ゲーム・
ミニ体操 など



◎感染予防対策にご協力をお願いします。

《お問い合わせ先》 高山村保健福祉センター 保健師 ☎0279-63-1311

+ 4月の 当番医 予定表



※診療時間は午前9時から午後5時までです。できるだけ時間内に受診してください。

※急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮願います。

※在宅待機のため、原則として往診はいたしません。

※専門外の疾患の場合は対応しかねることもあります。

日	科	内 科	外 科	休日夜間当番病院
4月7日(日)		東吾妻町診療所(東吾妻町) 0279(59)3010	原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711	原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711
4月14日(日)		田島病院(中之条町) 0279(75)3350	吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011	吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011
4月21日(日)		四万診療所(中之条町) 0279(64)2136	原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711	原町赤十字病院(東吾妻町) 0279(68)2711
4月28日(日)		しまだ医院(中之条町) 0279(76)3435	吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011	吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011
4月29日(月)		吾妻さくら病院(中之条町) 0279(75)3011	西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111	西吾妻福祉病院(長野原町) 0279(83)7111

人口と世帯数

(3月1日現在)

人口	3,259人 (+2)
男	1,618人 (+3)
女	1,641人 (-1)
世帯数	1,354世帯(+3)

※()内は、前月との比較



納税等

★印が4月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者	上下水道 使用料
4月			★					
5月		●						●
6月	●							
7月		●		●	●	●	●	●
8月	●			●	●	●	●	
9月				●	●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	●	
11月				●	●	●	●	●
12月				●	●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●	●
2月				●	●	●	●	
3月				●	●	●	●	●



税金は 社会を支える あなたの会費

高山村地域おこし協力隊・地域活性化起業人 活動報告会



←YouTubeより ご覧いただけます

国民年金

こんなときこんな
届け出が必要です

国民年金は、日本に住む
20歳以上60歳未満のすべ
ての人が加入する公的年金制
度です。加入者(被保険者)
は、就職したときや退職し
たときをはじめ、次のよう
な機会ごとに届け出が必要
になります。

●第1号被保険者(自営業
者や学生など)が、

●就職して厚生年金や共済
組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所
が年金事務所へ届け出
をします。

●結婚、配偶者の就職、本
人の収入減などにより、

●第2号被保険者である配
偶者の扶養となったとき

↓配偶者の勤務する事業
所へ提出します。事業
所が年金事務所へ届け
出をします。

●第2号被保険者(会社員
や公務員など)が、

●退職したとき

↓本人が市役所・町村役

場へ届け出をします。

●退職して、第2号被保険
者である配偶者の扶養と
なったとき

↓配偶者の勤務する事業
所へ提出します。事業
所が年金事務所へ届け
出をします。

●第3号被保険者(第2号
被保険者に扶養されている
配偶者)が、

●就職して厚生年金や共済
組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所
が年金事務所へ届け出
をします。

●本人の収入増、配偶者の
退職、離婚などにより、
配偶者の扶養でなくなっ
たとき

↓本人が市役所・町村役
場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそ
のままにしておくと、将来
年金が受けられなくなっ
たり減額される場合があります。
ご注意ください。

・渋川年金事務所 代表
(☎0279・22・1614)

『群馬県未来構想フォーラムNext Stage』を
開催します

群馬県では、知事自らが地域に出向き、県の未来構想について提
案をするとともに、吾妻地域の町村長や県民と直接意見交換を行う
フォーラムを開催します。

◎第5回群馬県未来構想フォーラムNext Stage

- 日時 令和6年5月14日(火)16時30分から18時30分
- 会場 バイテック文化ホール(吾妻郡中之条町大字西中之条135)
- 内容

- ①知事による未来構想の提案
- ②知事と町村長によるディスカッション
 - ・テーマ 持続可能な地域づくりのための地域資源を活かし
た「攻め」の誘客促進について
 - ・登壇者 群馬県知事 山本一太 中之条町長 外丸茂樹
長野原町長 萩原睦男 嬭恋村長 熊川 栄
草津町長 黒岩信忠 高山村長 後藤幸三
東吾妻町長 中澤恒喜

- ③参加者と知事との意見交換
会場内から、若しくは事前に質問受付フォームからいただい
ている群馬県の未来に関する質問について、知事が回答します。

●定員 400名(先着順)

●申し込み方法

- ・吾妻行政県税事務所企画振興係あて電話にてお申し込みいた
だくか、吾妻行政県税事務所あてファクスまたはメールにて
フォーラム参加希望の旨と氏名、居住地町村名、年代、電話
番号を御記載の上送信してください。

☎0279-75-3301 FAX0279-75-4602

E-Mail agagyo@pref.gunma.lg.jp

- ・群馬県未来構想フォーラムのホームページにあるリンクから
ぐんま電子申請受付システムによる申込みフォームに進み、
必要事項をご記入いただき、吾妻地域会場を選択してくださ
い。

URL <https://www.pref.gunma.jp/page/622888.html>

高山村民のみなさまへ
土砂災害への不安はございませんか？

「土砂災害ってよくわからない」という方に向けて

土砂災害から
あなたの大切な
命を守るために

土砂災害に関する意識啓発動画を
公開しています！(令和4年5月～)

Point!
全国的な最新の動向を網羅
令和3年5月の災害対策基本法の改正や
令和4年度日本土壌崩壊の群馬県内の状況な
ど最新情報を収録しています

Point!
片田先生からの丁寧な解説
中央防災会議のワーキンググループの委
員を務められた片田先生から直接解説い
ただいています

●スマートフォンからの視聴方法
「二次元コード」を読み込み！

●パソコンからの視聴方法
「群馬県 土砂災害」で検索！
<https://youtu.be/970wv8t8t8t> を入力！

避難する

【制作】群馬県国土建設部砂防課 【監修】片田敏孝(東京大学大学院工学系研究科教授)
【問合せ先】高山村総務課 直務課 ☎279-26-7942 / 群馬県土砂災害砂防課 砂防係 ☎27-226-3633

群馬県
未来構想フォーラム
群馬県・各市町村、これからどうなる？
群馬県の未来、地域の課題を、知事・市町村長と一緒に考えてみましょう。

QRコード

食品による子どもの 窒息・誤嚥事故に注意！

豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は喉頭や気管に詰まると窒息しやすいため、5歳以下の子どもに食べさせないでください。また、ミニトマトやブドウ等の球状の食品は4等分する、調理して軟らかくして食べさせましょう。

子ども医療電話相談(全国同一の短縮番号)
#8000
消費者ホットライン
#188(土日つながります)

税務署からのお知らせ

令和6年度税制改正法案が成立・施行された場合、令和6年6月から定額減税(源泉所得税関係)が実施されることとなるため、源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。

- **会場** ツインプラザ 視聴覚室
- **日時** 令和6年4月12日(金)、19日(金)
令和6年5月10日(金)
午前10時から11時(60分)・午後2時から3時(60分)
- **定員** 各回44名(LINEによる事前予約制／詳細は特設サイトへ)
※令和6年3月1日(金)より予約開始

《お問い合わせ先》

中之条税務署 法人課税部門 ☎0279-75-9068

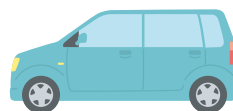


特設サイト
はこちら

自動車税(種別割)は5月31日(金)までに忘れずに！

《お問い合わせ先》

吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300
又は群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343



事業主のみなさまへ 「労働保険の年度更新」のお知らせ

令和6年度の労働保険の年度更新手続きに必要な申告関係書類がお手元に届きましたら、「6月3日(月)から7月10日(水)まで」の期間に申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますのでご留意ください。

《お問い合わせ先》

群馬労働局総務部労働保険徴収室 ☎027-896-4734
または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

守ろう！電波のルール

6月1日から10日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。電波のルールはみんなで守りましょう。

総務省関東総合通信局

- 不法無線局による混信・妨害
☎03-6238-1939
- テレビ・ラジオの受信障がい
☎03-6238-1945

《お問い合わせ先》

県営住宅4月定期募集のご案内

- **入居可能日** 当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内します。
- **所在地・間取り・募集戸数・家賃** 県住宅供給公社ホームページ(<https://www.gunma-jkk.or.jp/>)をご覧ください。
- **入居資格** 現在住宅に困っている方、世帯の収入が一定の金額以下であることなど
※連帯保証人は不要です。
※単身での申し込みができる住宅もあります。
※詳しくは申し込み案内書または県住宅供給公社ホームページをご覧ください。
- **申し込み期間** 令和6年4月15日(月)まで
- **申し込み方法** 所定の申し込み書を電子メールまたは郵送により県住宅供給公社へ提出
- **申し込み書・申し込み案内書配布場所** 県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所
- **その他** 入居者は公開抽選で選定します。
※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

県住宅供給公社 住宅政策課
☎027-223-5811



ID「@jwy1392w」

職業訓練
(ハロトレ)
説明会

ハローワークでは職業訓練に興味がある方を対象に毎月職業訓練説明会を開催しています。

●説明会日程

- ・4月11日(木)
- ・5月9日(木)
- ・6月13日(木)

●時間

午後1時30分～
2時30分

●場所

ハローワーク中之条

2階会議室

●お問い合わせ

ハローワーク中之条

(☎0279・75・

2227)

「司法書士による

無料相続登記相談会

「県内一周ぐるっと

キャラバン」の

実施について

群馬司法書士会では無料相続登記相談会を実施いたします。

相続登記に関する事項について無料で相談に応じます。

無料相続登記相談会は次のとおり実施されます。

●日時

令和6年4月15日(月)

午後1時～4時まで

相談時間 1人約30分

●場所

高山村役場2階会議室

●費用 無料

●申し込み方法

相談を希望される方は、事前予約が必要です。予約枠に空きがあれば、当日直接会場へご来場の方にも順番で対応させていただきます。

詳しくは役場総務課までご連絡ください。

☎0279・63・21

11(内線14)

CARBON NEUTRAL

カーボンニュートラル通信(4月号)
【自家用車の省エネ】

本格的な春が訪れてきました。今月号は「自家用車」の省エネについてご紹介いたします。

自家用車の省エネ対策は、いくつかの方法がありますが、今回はその中で代表的な内容を取り上げてみました。

取組みの一つ一つが大きな結果を生み出しますので、毎日の運転で心がけをしてみてください。

- ①ふんわりアクセル「eスタート」を(年間でガソリン最大83.57L、12,000円の節約)
- ②車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転を(年間でガソリン最大29.29L、4,190円の節約)
- ③減速時は早めにアクセルを離そう(年間でガソリン最大18.09L、2,590円の節約)
- ④ムダなアイドリングはやめよう(年間でガソリン最大17.33L、2,480円の節約)

《お問い合わせ先》

高山村カーボンニュートラル推進協議会
(事務局：地域振興課)
☎0279-63-2111(内線21)



出典：資源エネルギー庁

4月の星空

○星図の説明

4月15日午後9時の高山村の星空。
月初めの午後10時、月末の午後8時頃にも同じ星空になります。([月]を除く)



地域活性化起業人の紹介

地域活性化起業人制度は、企業人材派遣制度のことで、三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間地方自治体において、地域独特の魅力や価値の向上、地域経済の変化、安心安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出することを目指した制度です。

株式会社アグリメディア はやし ゆう たろう 林 祐太郎



屋外でのスポーツイベントなどを通して、村の魅力(里山風景・多様な食べ物)を多くの人へ発信する取り組みをしています。



▲R5年度に開催したアドベンチャーレース

株式会社アグリメディア まえだ ひとみ 前田 仁美



生産者の方とかかわりながら、村の農産物や農業の魅力を伝えるイベントの企画や、実施を行っています。



株式会社Hinoki ふじた なおき 藤田 直樹



村の農産物の高付加価値化のため、さとのわフードファクトリーにおいて、加工技術指導・商品開発・販路開拓に取り組んでいます。



こちら地域おこし協力隊

じょう とも こ
城 智子



昨年の10月から、キッチンカー事業をはじめ、この冬の稼働は少なかったのですが、その間村の野菜を使ったメニュー開発に力をいれ、いくつか新しいメニューと

して提供、その中でもピーツや人参を使ったボルシチは大変好評をいただきました。キッチンカーをとおして出来た繋がりはいずれも広がりを、春からの出店の予定もあります。本格的なイベントシーズンに向け準備を進めていきたいです。



にし かと ま み こ
西角 麻美子



ワイン用のブドウは、剪定もようやく終わり、芽もだいぶ膨らんできました。

これからウグイスが鳴きツバメがやってくると、次はブドウの芽が出る順番になります。

す。それまでフキノトウやタラの芽など、自然の恵みをいただきながら、剪定した枝や畑の周囲の片付けなど、生育シーズンへの準備をしっかりとやっていきたいと思っています。



あり み ち や ま と
有路 大倭



現在は、コンニャク芋農家さんで研修を受けており、コンニャク芋の収穫、種芋の選別、生子の選別などの仕事を手伝わさせていただいております。

また、協力隊で共有して使っている畑を、夏に向けて準備していますので、出来た野菜を見に来ていただきたいです。



とく な が さ と し
徳長 悟史



高山村に来てから1年が経ちました。この1年は全てが新鮮で、多くのことを吸収することができましたが、何よりも農家の1年間の流れを学べたことが一番の収穫でした。

また、収穫までの苦労もたくさんありますが、その過程を楽しんでいる先輩方の姿を見て、農業の魅力を改めて感じる事ができました。

今年度も、新たな気持ちで歩いていきたいと思っています。





01 先月の移住・定住支援活動のご報告

移住・定住コーディネーターでは移住者相談の他、高山村の魅力だけでなく実際の暮らしぶりを伝え、移住後に「思っていたのと違う」とギャップを感じてしまわないように情報を発信しています。

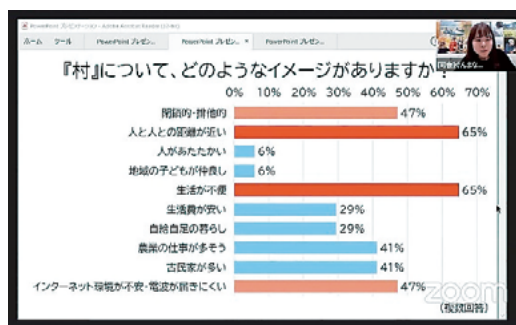
3月中旬には、婦恋村・東吾妻町と連携した「吾妻の村暮らし」を伝えるオンラインイベント『大きい村と小さい村を巡るオンラインドライブツアー in 吾妻エリア』を開催しました。

当日は全国から何十人も移住希望者に参加いただき、質問に答えながら、冬の高山村での過ごし方を発信してきました。

今後も、高山村の四季を楽しむ暮らしを発信していきたいと思います。

なお、当日の様子はインターネット上で視聴可能ですので、お時間あれば是非ご覧くださいませ。

<https://x.gd/ztEVy>



02 移住者の体験談を発信しています

令和4年度から、インターネットメディアで高山村へ移住した先輩達のインタビュー記事を公開しています。

これまで高山村に移住した人達にスポットをあて、高山村での生活や魅力を発信しています。ぜひWEBサイトにアクセスして目を通してみてください。

また、村外から高山村に住まいを移された方に対して、定期的にインタビューを実施しております。**「あなたの移住・定住のお話」**を教えていただける方を募集しております。



応募はこちらから↓



<https://x.gd/WnSzc>

わが家のアイドル

※わが家のアイドル(6ヵ月～4歳未満)を常時募集しています。掲載を希望される保護者の方は、役場地域振興課へお電話ください。お待ちしております(*・ω・*) TEL0279-26-7944(直通)



新田
寺田 柊月さん(3歳)

わたしの名前は「ひづき」です。パパが、月が好きなのと、冬の花の柊を足して【柊月】と名付けてくれました。

この名前には、人に優しく感謝のできる子に育ってほしいといった願いが込められているんだよ。わたしは、ブランコに乗るのが大好きです。他には、おままごとやブロック遊びも楽しんでいます♪ からあげとチョコレートが大好物だよ！

★ひーちゃんの成長を家族全員で見守っています。ゆっくり成長してってください。



新田
櫻井 宇凰さん(2歳)

ぼくの名前は「ねお」です。

パパとママが考えてくれました。みんなに優しく、そしてパパみたいに大きく元気でたくましい子に育ってほしいといった願いが込められているんだって。

ぼくのマイブームはアンパンマンごっこ！他にも、お姉ちゃんとおままごとを楽しんだり、トミカで遊んでいるよ！かずじい、さむじい、かおりちゃんが好きで会えるときはたくさん遊んでもらうんだ！食べ物は何でも食べられるよ！特に麺類がお気に入り♪

4月の行事予定

- 1日 いぶきの湯 休館日
- 4日 区長会議
- 6日～15日 春の全国交通安全運動
- 6日 高山村保育所 入所式
- 8日 高山小学校、中学校 入学式
- 10日 たかやまこども園 入園式
ふれあいプラザ 休館日
- 24日 さわやかあいさつ運動



フォトショット

3/25(月) 地域おこし協力隊・地域活性化起業人活動報告会

たくさんのご来場ありがとうございました。YouTubeに発表の様子を投稿いたします。(詳細はP15)



3/12(火) 群馬県地域おこし協力隊アドバイザー

派遣事業を活用し研修を行いました

